

## 交通事故等でマイナ保険証または資格確認書等を使う場合には… 『第三者行為の届出』が必要です

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者が、自分以外の人の行為（第三者行為）によるケガや病気等でマイナ保険証または資格確認書等を使う場合には、村に届出が必要です。

第三者行為により病院にかかった場合の医療費は、本来第三者が負担すべきものです。そのため、医療費のうち国民健康保険・後期高齢者医療負担分を一時的に立替払いし、後日、第三者に請求します。

### 第三者行為に該当するもの

- ・交通事故（同乗中の事故や自損事故についても届出が必要）
- ・不当な暴行を受けた
- ・他人のペットに咬まれた
- ・購入した食品や飲食店での食中毒
- ・施設の欠陥による事故



### 第三者行為による医療行為であってもマイナ保険証または資格確認書等が使えないケース

- ・飲酒運転や無免許運転等、自分が法令に反する行為をしていた場合
- ・仕事中や通勤中に発生した場合（労災保険の対象）
- ・けんかによるケガ



### ●示談をする前にすべきこと

被害者と加害者の話し合いがついて示談をすると、その示談が優先されます。そのため、国民健康保険・後期高齢者医療制度で立替えられた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談をするときは事前に役場国保年金課にご連絡ください。また、示談が成立したときは示談書の写しを提出してください。

### ●第三者行為の届出の方法

役場国保年金課に所定の用紙があるので、必要事項をご記入の上、速やかに提出してください。  
※交通事故の場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の添付が必要になります。

■問合せ 国保年金課 029-885-0340(内)116

### 休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時

※都合により当番医を変更することがあります。

12月	21日 (日)	宮本病院	0299-79-2114	1月	1日 (木)	美浦中央病院	029-885-3551
	28日 (日)	美浦中央病院	029-885-3551		2日 (金)	宮本病院	0299-79-2114
	30日 (火)	ゆはらクリニック	029-894-2002		3日 (土)	朝田病院	029-887-0310
	31日 (水)	レディスクリニック結	029-830-5151		4日 (日)	あべ整形外科	029-875-5303

1月の  
乳幼児健診

3歳児健診

1月19日(月)

▷対象者の方には、1か月前に  
通知を郵送いたします。

4か月児健診

1月26日(月)

24時間 救急電話相談 ☎

迷ったら!

子ども #8000  
おとな #7119

■問合せ 健康増進課 029-885-1889